

当医院からのご案内

◆療養担当規則等に関するもの

□ 当院は保険医療機関です。

(1)管理者の氏名:景山 正登

(2)診療に従事する歯科医師の氏名:景山 正登

(3)診療日及び診療時間:月火水金 9時～17時、土 9時～13時(月 1 は 17 時まで診療)

□ 当院では個人情報保護に努めています。

問診票、診療録、検査記録等の個人情報は治療目的以外には使用いたしません。
学会等の発表報告等で用いる場合は、事前にご相談させていただいております。

□ 患者さんと協力して歯の病気の継続的管理に努めています。

□ 義歯の再作製は製作後 6 ヶ月以内にはできません。

義歯を新しく作製した後、6 ヶ月は再作製ができません。他院で作製した義歯に関しても同様です。

□ 明細書の無料発行

明細書を無料で発行しております。必要のない場合は事前に受付に申し出てください。

□ 連携医療機関名と電話番号

連携医療機関名:新渡戸記念中野総合病院 電話番号:03-3382-1507

◆ 届出に関する事項

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

□ 歯科初診料の注 1 に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及び職員がおります。

□ 歯科外来診療医療安全対策、歯科外来診療医療感染対策

歯科外来診療における医療安全対策・感染対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた歯科医師が常勤し、院内研修等を実施しています。緊急時には上記の医療機関と連携を取り、適切に対処を行える体制を整えています。自動体外式除細動器(AED)を常備しています。

□ 電子的歯科診療情報連携体制整備加算

当医院では、マイナ保険証によるオンライン資格確認などを活用し、患者さんに質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。またお会計の際、算定した区分・項目の名称や点数等詳細な内容が分かる明細書を無料で発行しています。なお、必要のない場合にはお申し出ください。

□ 小児口腔管理体制強化加算の施設基準

歯科疾患の重症化予防に資する継続管理、高齢者・小児の心身の特性、口腔機能の管理及び緊急時対応等に係る研修を全て修了するとともに、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、自治体が実施する事業に協力しています。在宅医療や認知症に関する研修を受講しています。AEDを常備しています。

□ 歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準

在宅で療養している患者さんへの診療を行っています。

□ クラウン・ブリッジの維持管理

装着した冠(かぶせ物)やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

□ 歯科治療時医療管理料

高血圧や糖尿病などの疾患を持つ方の治療にあたり、主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

□ 歯周組織再生誘導手術

重度の歯周病により歯槽骨が吸収した部位に対して、特殊な保護膜を使用して歯槽骨の再生を促進する手術を行っています。

□ 歯科技工士との連携

患者さんの補綴物製作に際し、歯科技工士との連携体制を確保しています。

□ 口腔機能実地指導料

口腔機能の低下、もしくは発達が芳しくない患者さんに対して、的確な指導等を行うための所定の研修を受講した歯科衛生士がおり、口腔機能に係る指導等を行うための体制を整備しています。

□ 歯科訪問診療料の注 16 に規定する基準

在宅で療養している患者さんへの診療を行っています。

景山歯科医院

管理者（院長）： 景山 正登